

右派社会党の対中外交論

—— 反共、台湾、「新口カルノ」——

神 田 豊 隆

はじめに

1951年10月、日本社会党は、サンフランシスコ講和条約と日米安保条約への賛否をめぐる党内紛争の帰結として、いわゆる右派社会党と左派社会党とに分裂した。55年10月、両者は再び統一を回復した。本稿は、この4年の間存在した右派社会党が、その外交政策のなかで中国問題についてどのような主張をしていたのかを検討するものである。その際、同党の中心的な外交論客であった曾祢益の議論に焦点を合わせる。

これまで戦後日本政治史・外交史の分野においては、政府・保守勢力に強い関心が注がれてきたのに比して、社会党など革新勢力についての研究は必ずしも盛んではなかった。そして社会党に関する諸論考も、どちらかといえば右派よりも左派への関心が強く¹、また社会党の外交政策についての議論は、特に日米関係を中心とした安全保障問題に集中する傾向があった。むろんそれは、政治の現実をある程度反映したものであった。まず社会党は保守勢力に比べて、政権を担ったことが圧倒的に少なかった。党の歴史においては左派の影響力が強い時期が長かったし、党内論争の第一の焦点は日米安保や防衛・再軍備をめぐる問題であった。

1 同様のことは、たとえば以下でも指摘されている。荒敬『日本占領史研究序説』（柏書房、1994年）、233頁。

とはいえ、戦後日本政治のなかで社会党は長期に渡って第二党、野党第一党であり続けたという重要性がありながら、それに見合うほどの注目度があるとも言い難い。また1950年代以前の社会党は、民社党への流出を経た60年代以後とは異なり、右派の影響力が左派に比べて大きく見劣りするわけでもなかった。そしてどの政治勢力もそうであったように、社会党も中国問題に大きなエネルギーを注いでいた。社会党の歴史の中では、1959年の浅沼稻次郎によるいわゆる「共同の敵」発言など、日中関係が党を大きく揺るがした例も少なくない。

本稿が対象とする右派社会党の対中外交論は、このように無視できない重要性を持っているにもかかわらず、先行研究は極めて希薄である。論考のなかで部分的ながら的確に整理したものはあるが²、右社の対中外交論を中心的な主題とした研究はない。それは上述の理由に加え、保守勢力と左社の上に挟まれた右社の外交論がしばしば不明確なもののみなされ、検討の対象になりにくかったこともあったと思われる。たとえば、社会党の中立交渉を主題とする古典的研究は、右社には左社ほどはっきりとした「思想的媒体」が存在していなかったし、保守勢力の親西側路線と左社の中立交渉の間に挟まれて「まことに危なっかしい立場」にあった、と述べている。右社の外交論には明確な思想的背景や主体性が著しく欠如していたという評価である³。また、右社についての検討が進まなかった別の理由として、史料の不足もあった。ただ近年は、多くの文書がオンライン閲覧も可

2 吉次公介「日本社会党の対アジア外交政策——1950年代前半を中心に」（『沖繩法学』30号、2001年）、81-82頁。

3 J.A.A.ストックウィン（福井治弘訳）『日本社会党と中立交渉』（福村出版、1969年）、98-99頁。この他、吉次前掲、78-79頁も「右社の外交政策は左社と比較して非常に曖昧で、わかりにくいもの」と評している。右社の安全保障政策に関して「一般には理解しにくい内容」と指摘した論考もある（楠精一郎「右派社会党の安全保障政策」（『年報・近代日本研究』16号、1994年、180頁））。

能になった早稲田大学歴史館の所蔵文書など、右社関連の史料へのアクセスは大きく改善している。

本稿が焦点を当てる曾祢は、戦前は外務官僚を務め、戦後に西尾末広の誘いによって片山哲政権に参加した後、社会党入りしたという経歴を持つ。社会党のなかで突出した国際経験を持ち、講和論争の際には右派の側から議論をリードし⁴、分裂後、右社幹部の一員となった。特に1953年1月には右社国際局長に就任し、名実ともに右社外交の中心人物となっている。曾祢の回想によれば、この時期の右社の国際活動は「僕の独壇場みたいなものだった」⁵。もっとも、むろん右社外交の全てが曾祢の「独壇場」であったわけではなく、特に右社は西尾派（いわゆる右派）と河上丈太郎派（中間派）との寄り合い所帯であったため、西尾派の曾祢は、しばしば河上派と見解を異にした。ただそれでも、本稿で明らかにしていくように、右社の外交政策の策定において曾祢が最重要人物であったことは疑いない。曾祢の主張がそのまま右社としての公式見解になっていた例も珍しくないし、また右社外交の「顔」たる曾祢の発言は、しばしば右社の総意を代弁して行われたものだった。

以後では、そうした立場にあった曾祢の議論を中心に据えながら、4年間の右社の歴史を3つの時期に分けて、その対中外交をめぐる主張の展開を論じる。まず、社会党が左右に分裂した1951年10月から、日華平和条約への対応を経て、右社の対中外交論の基本的立場が明確になる53年初頭まで。冷戦がいわゆる「雪解け」の時期に入り、とりわけ朝鮮休戦後の国際環境を見据えた対中外交構想が論じられ始める53年前半。左社との統一に向けた動きが本格化する53年秋から、インドシナ休戦が緊張緩和

4 詳しくは、拙稿「日本社会党の講和論争とコムスコ・社会主義インターナショナル——冷戦下の『社会民主主義外交』をめぐる葛藤」（『国際政治』209号、2023年）。

5 曾祢益『私のメモアール——霞が関から永田町へ——』（日刊工業新聞社、1974年）、169頁。

の進展を確実なものとしていく54年半ばを経て、左右統一が実現する55年10月まで。

右社は、革新勢力の一角として、保守政権が台湾の国民党政権との講和に踏み切り、共産中国との関係を犠牲にしたことを批判した。だが右社も、彼らの有していた強烈的な反共主義を一つの背景として、当初は共産中国への接近に慎重であった。右社の共産中国への警戒は、彼らが国際的な提携関係を持ち、しばしば模範視していた西欧の社民勢力やアジアの社会党の多くを上回るものでさえあった。ただ、その後東西冷戦の「雪解け」が進展していくと、右社は新たな国際環境認識に基づいて、台湾問題や東アジア地域秩序のあり方をめぐる独自の主張——後者については、いわゆる「新ロカルノ」構想——を展開しつつ、徐々に対中承認に前向きになっていった。右社のそうした主張は、1955年の左右社会党の統一時の合意にも反映された。本稿は、このような対中外交論の検討を踏まえて、右社の外交論は従来理解されてきたよりも、固有の思想的背景と主体性を持っていたことを示すものである。

1 「国連」と反共主義

1949年10月、中国の内戦が終結し、大陸において共産党政権が成立、台湾に逃れた国民党政権と対峙する状況となった。この結果日本外交が直面することになった大きな課題が、対立する両者といかなる関係を結ぶかという、いわゆる「二つの中国」問題であった。この問題は、社会党の分裂に至る左右両派の論争の中では、ほとんど取り上げられなかった。むしろそれは、サンフランシスコ講和会議にいずれの中国代表も招かれなかったことで、ひとまず講和会議以前の段階では、差し迫った課題ではなかったからであった。ただ、51年9月に講和会議が終了し、講和・安保両条約が調印されると、残された最大の外交課題がこの中国問題となった。

この問題に対して曾祚がまず示した答えは、当面の間、「二つの中国」のいずれに対しても承認を控えるというものであった。曾祚は講和会議の直前に執筆した論説で、早くもこの問題を取り上げている。いずれの中国と講和すべきかの問題は「極めて厄介なジレンマ」である。「経済的見地からして、中国本土の主人公である中共政府との、円満なる国交回復を望むことは当然である」が、「向ソ一辺倒の世界革命アジア版を目的とする」中国共産党政権がサンフランシスコ講和と同様の個別講和に応じる見込みはなく、国交回復は近い将来においては不可能である。一方で、サンフランシスコ講和に実質的に賛成している国民党政権との講和は「極めて容易」である。しかしそれでは中国本土の問題は解決出来ず、共産党政権と日本の関係を紛糾させる結果にもなり、「決して外交上得策ではない」。従って当面行うべきことは、「講和条約の締結のような根本的な解決は将来に残して、差し当り極めて簡単な戦争終結宣言を行い」、その上で通商関係の維持を図ることである。中国大陸との貿易については、共産党政権の貿易政策などからして「日本の期待は過大であってはならない」が、それでも大陸貿易は「日本の通商外交の目標の一つ」であり、努力を怠ってはならない⁶。

さらに、講和会議の数週間後、曾祚は「独立後日本の外交方針（試案）」と題する文書をまだ分裂前の社会党内で配布し、ここでも中国問題を取り上げている。主旨は大きくは変わらないが、政府承認も貿易の問題も、朝鮮戦争の終結後に展望が開けることになる、という点がこの文書では新たに加わっている。「外交の常識」からすれば中国本土の実権者である共産党政権との国交を希望するが、しかしそれは不可能であり、一方で国民党政権との講和は容易である。そこで、「差当りの打開策は両政府から同様に戦争終結宣言を發出せしめ、双方との間に通商、領事関係を回復するこ

6 曾祚益「国際政局と講和後の日本外交」（『実業の日本』54巻17号、1951年）、58頁。

とである」。そして、政府承認などの「外交（政治）問題の解決は朝鮮動乱の終結を俟って除〔徐——筆者注、以下同様〕ろに決する」。また、対中貿易に対する過大な期待は誤りであるが、「先づ朝鮮動乱が締結〔終結か〕して、中共に対する国連の経済制裁が止むならば、対中国貿易は不可能ではない」⁷。

共産党政権との国交は不可能だが、かといって国民党政権との講和も行うべきではないとする曾祢の構想は、アメリカの対中政策との同調を必ずしも重視しないものでもあった。当時アメリカは、朝鮮戦争で中国共産党政権と直接に戦火を交えていた中であって、日本には国民党政権との講和を進めることを望んでいた。曾祢ら右社は、吉田茂政権が国民党政権との講和に向かうことを、アメリカに追随するものとして批判していった。

10月29日の国会で曾祢は、吉田の対中外交を、反共主義に取り憑かれたイデオロギー外交であるとともに、アメリカに過度に歩調を合わせ、自主性を喪失したものとして非難した。外交に関して「共産群を排撃する」と主張する吉田の態度は、外交をイデオロギー的・思想的な立場から進めようとするものである。「元来イデオロギーが外交を支配するということが如何に不幸であるかということは、吉田総理も長い御経験の間におきまして、曾つて日本におきまして、日独伊枢軸外交論というもの非常にやつたことがあります。かようなイデオロギーによつて国の外交を支配するということは……非常に危険なことではないか」。曾祢は、かつてともに外務省内において親英米派と呼ばれた過去に触れて、吉田の共感を求めたのである。吉田は曾祢の訴えに全面的に同意し、「イデオロギーのために云々というようなことは断じていたさない」と確言した。さらに曾祢は、共産党・国民党のどちらの政権を選択するかという問題は、「これは

7 曾祢益「独立後日本の外交方針（試案）」1951年9月28日（国立国会図書館憲政資料室（以後「憲政」と略記）、藤牧新平文書、193）。引用箇所丸括弧は原文ママ。

明らかに日本の自主的な独自の判断に待つべきもの」であり、アメリカの圧力によって国民党政権との講和を強えられることがあってはならないと訴えた。吉田は、そのような圧力はないし、日本がどちらを選ばなければならぬということ「毛頭ない」と応じた。曾祢は吉田の答弁を評価した上で、さらに、朝鮮戦争の終結以前、「従つてまだ中共と国連との関係も緊張緩和に至らない」状況においては、「二つの中国」の選択問題は棚上げすべきことを提案し、次の論点に移った⁸。

この曾祢と吉田のやり取りそのものは、両者の間に基本的な立場の一致があったかのようにも読めるが、少なくとも国民党政権との講和に向けたアメリカの圧力が存在しないという吉田の答弁は、事実と反していた。特にその後の12月24日、中国との講和の問題をめぐって、吉田政権はいわゆる「吉田書簡」を発出した。これは形式上は、アメリカ政府内で対日講和の中心的役割を担っていたダレス宛に吉田が記した書簡となっていたが、実際にはダレスが原案を提示し、日米間の協議による一部修正後に完成したものであった。この書簡では、日本政府として中国共産党政権ではなく、台湾に移った中華民国政府を相手方として講和条約を結ぶ意向であることが表明された。但しその際、条約の適用範囲として「中華民国国民政府の支配下に現にあり又は今後入るべきすべての領域」と記された⁹。この文言は、日本が国民党政権を「中国」の代表ではなく、「台湾」に限定された政権として承認を行う可能性があるように解釈し得るものであった。

この「吉田書簡」が送られていたのと同じ頃、右社は翌月に控えた分裂後初の党大会に向けて、国際委員会などを中心に外交方針の策定を急いでいた。外交に関する大会決議案は12月27日に完成に至った。対中外交に

8 参議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会、1951年10月29日（『国会会議録検索システム』（<https://kokkai.ndl.go.jp>、2024年1月5日最終アクセス、以後このサイトへのアクセス日は全て同日））。

9 『日中関係基本資料集』（霞山会、1970年）、28頁。

関する部分は、それまで曾祚が表明していた内容と概ね同じ主旨となっており、この策定過程での曾祚の役割の大きさも窺える。中国政府の選択の問題は「完全な日本の自主性において処理すべきである」が、「朝鮮動乱の解決すら見ない今日、いづれの政府の正式承認も差し控えつゝ、差し当たり通商関係の改善に努める」。但し、「中国市場に対する過大な期待は、日本の在外企業の喪失、中共政府及び共産圏のアウタルキー貿易政策等から誤りである」。対中貿易が可能になるためには「先づ朝鮮動乱が終結して、中共に対する国連の経済制裁が止む」ことが必要である¹⁰。

翌1月16日、政府は吉田書簡の内容を公開した。同日、浅沼書記長と曾祚ら計3人は右社を代表して保利茂官房長官を訪問し、曾祚起草の中国問題に関する申入書を提出した。ここでも同様に、中国との国交については「自主的判断」によるべきこと、そして「わが党は朝鮮動乱の解決前においてはいずれの中国政府をも正式に中国政府として承認すべきではないと信ずる」ことが表明された¹¹。20日と21日、右社党大会が開催され、曾祚が前述の外交決議案の説明を行い、原案の通り可決された¹²。

ではここで、二つの問いについて考えてみたい。右社は吉田政権の「自主的判断」を求めておきながら、左社とは異なり¹³、なぜ即座に共産中国の承認に踏み切るべきだと主張しなかったのか。また、承認問題の棚上げに関する区切りのタイミングは、なぜ朝鮮戦争の終結とされたのだろうか。

10 日本社会党国際委員会「外交問題に関する党の諸決定」1952年1月7日（早稲田大学文化資源データベース、日本社会党関係資料（以後「早大DB」と略記）、1-0044（<https://archive.waseda.jp>、2022年12月5日アクセス））。

11 「議事録」1952年1月14日（早大DB、1-0389-04（2022年11月16日アクセス））。『日本社会新聞』1952年1月24日。

12 『日本社会新聞』1952年1月24日。

13 左社はこの1月、「一国の外交と、イデオロギー闘争とは別個の立場にある」として、英国やインドに倣い「中共を積極的に承認する」ことを打ち出している。日本社会党中央執行委員会「新外交方針と平和運動（案）」（『党活動資料』6・7号、1952年1月1日）、4頁。

まず考えられるのは、右社外交の基本的原則の一つである、国連の重視との整合性である。この党大会で決定された決議でも、外交の「基本方針」の冒頭で「国際連合の支持と参加」が謳われているが¹⁴、講和論争の際にも示されていたように¹⁵、右社外交にとって国連の重視は、反共主義や冷戦における西側への支持と並んで、個々の具体的政策を規定する最も根本的な原則であった。つまり、国連を中心とする国際秩序の実現を図る右社としては、共産中国が朝鮮戦争において他ならぬ「国連軍」と戦闘中である限り、その国際的承認を認めるわけにはいかなかったのである。

「国連」を中国問題への対応と結びつけることは、既に取り上げた曾祚の見解でも明確に示されているが、同様の議論は、当時社会主義インターナショナルの内部でも見られた。社会主義インターは、西欧諸国の社民政党を中心に結成されていた国際組織であったが、右社は自らを「わが国における唯一の民主社会主義政党」と位置付けるとともに、その「民主社会主義」の理想においてインターと一致することを強調していた¹⁶。インターとの連携は、彼らのイデオロギー的正統性を示すために重要であった¹⁷。

もっとも、中国問題ではインターも一枚岩ではなかった。この年の10月に開催されたインターのミラノ大会では、決議「社会主義インターナショナルと国際連合」が採択されたが、ここでは中国問題について一項が設けられ、以下の通り記されている。インター内部での見解の不一致を反映して、共産中国を承認すべきかどうか、やや曖昧な表現となっている。

中国は既に国際連合のメンバー国になっているが、朝鮮において国連軍と戦闘中である北京政府の代表権に関して合意することは、これ

14 『日本社会新聞』1952年1月10日。

15 詳しくは、拙稿前掲。

16 『日本社会新聞』1952年1月10日。

17 この点も、詳しくは拙稿前掲。また上述の外交決議における「基本方針」のなかでも、社会主義インターとの一致の必要が記されている。

まで可能ではなかった。しかし社会主義インターナショナルは、数億もの人々の集団が国際社会から無期限に排除され続けることもあり得ないとの見解を有するものである。何よりまず北京政府の側が、国連による承認を得るために必要な条件を確立しなければならない¹⁸。

この決議案を審議した場で、共産中国の承認について最も慎重な意見を訴えたのは、右社代表としてここに参加していた曾祚であった。共産中国が国連において代表権を得るのは「朝鮮の紛争が解決し、中華人民共和国が侵略者でなくなった場合（if and when）」である。アメリカがとますれば過度に国民党政権に肩入れし、共産党政権にあまりにも敵対的な姿勢を取りがちなることは、右社としても遺憾である。だが他方で「ヨーロッパの同志たちは、中国共産党政権の真の性格を理解しなければならない」。中国が容易にチトー化すると考えるのは誤りであり、中国共産党の地位は、東欧諸国のどの共産党のそれよりも強固である。中国は「コミンフォルムの路線に忠実に従っている」。中国の独裁政権は自由を抑圧しており、また強大な軍事力を築いている。むろん、中国共産党政権を完全な対ソ依存に追い込むべきではない。しかし社会主義インターは「極東の平和を追い求めるあまり、国連の権威を犠牲にしてはならないことをはっきりさせるべきである」。昨年（1952年）のフランクフルト大会で発表した決議は、「ミュンヘン協定のような宥和を極東で図ることを明確に拒絶している。我々はこれを固守しなければならない」。

この決議案を起草したノルウェー労働党のモーも、朝鮮戦争で共産中国が国連軍と戦闘中である限り、その国連加盟は認められないとの見解を表明した。他方、左社やスウェーデン社会民主労働党は、共産中国の排除を続けることには否定的であった。後者を代表したビョークは、曾祚の発言を念頭に置きながら発言し、極東において平和が実現するまで待つという

18 *Socialist International Information* [hereafter *SI*], 2(43-44), 1952, p. 16.

のは「度が過ぎている（going too far）」。

既に英国やスウェーデンなどが決行した中国承認について「感情的な反対があることは理解できるが、同時にこの問題では論理的にならなければならない」と皮肉を込めながら批判した¹⁹。曾祚は帰国後、決議案の審議の中で「中国問題は最も難問題」であったと振り返り、右社とその立場に賛成する「大陸諸国」と、「中共に対して柔かく出ようとする英、北欧」との間の意見対立がなかなか解消しなかったと伝えている。曾祚は最終的には「互譲によって大体満足出来る案文が出来た」と述べているが²⁰、むしろ上述の通り、決議は内部の意見対立の結果として、歯切れの悪い表現になったと評すべきであった。

要するに、中国承認は朝鮮戦争終結後まで棚上げするという右社の方針は、社会主義インターないし西欧社民政党の政策とそれなりには共通性を持つものであり、国連を重視する右社外交の基本的原則を反映したものではあった。とはいえ、少なくともインターやその前身のコミスコの打ち出す立場を右社が頻繁に参照していた講和論争の時に比べると²¹、その対中外交論はインターや西欧社民政党の立場に近いわけでもなかった。

右社が対中承認に慎重であったのは、もちろん「現実論」としての考慮もあった。そもそも右社はインターの多くのメンバーとは異なり、中国に近接する日本の政党であったから、その立場が慎重になりがちなのは当然ともいえ、元外交官の曾祚は尚更であった。1952年4月、右社幹部が集って行われた座談会の場では、曾祚は「国連」とは結び付けずに中国との国交の問題を語っている。「この問題はいやしくも安全を棄てるような方向をとるべきでない徒らにアメリカの世界に屈すべきでもない。気長に希望を棄てずに情勢の推移を見守ってゆきたい」²²。むやみにアメリカに

19 *SII*, 2(45-46), 1952, pp. 24-43.

20 曾祚益「第二回社会主義インター大会に出席して」（『文化と緑化』3巻1・2号、1953年）、73頁。

21 詳しくは、拙稿前掲。

22 『日本社会新聞』1952年5月3日。

追隨するのではないにしても、拙速な対中接近は対米関係を基軸としている日本の安全保障を危うくするものであり、従って長期的なアプローチが重要であるという、外交の実務家らしい考え方も覗かせている。

とはいえ、右社の外交論は「現実論」だけでも十分には説明できず、特にその「民主社会主義」の大きな特徴ともいえる強烈的な反共主義は、対中承認に関する消極的態度の重要な背景であった。前述の通り、曾祢は吉田外交を過剰な反共イデオロギー外交として批判したが、そもそも右社の反共主義が、吉田のそれと比べて弱いかどうかは疑わしかった。特にこの頃の曾祢は、社会主義インターでの発言が明確に示していたように、共産中国を極めて抑圧的で危険な体制と見做すとともに、その外交の「向ソ一辺倒」を強調し、中ソのイデオロギー的紐帯を重視していた。他方で、よく知られているように、吉田は既にこの頃には中ソ間の結束を疑い、両国の分断は容易であるし、また促進しなければならないということを一貫して主張していた。吉田のそうした観察にどれほど十分な客観的根拠があったかどうかは別として²³、少なくとも共産主義イデオロギーに重きを置いて中ソ関係を理解するような態度は、吉田とは無縁であった。共産中国の内政・外交の性格についての評価も、それへの国際的な対応に関する構想についても、右社の反共イデオロギーとの結びつきは、吉田と同等、あるいはそれ以上であったともいえる。

右社が対中承認に消極的であった背景として、「国連」重視の原則や現実論、反共主義のほかに考えられるのは、彼らの中国国民党との特別な結びつきである。右社、とりわけ曾祢も属した西尾派の主要人物のうち、国際委員会の委員長でもあった松岡駒吉や、追放中であった西尾は、戦前から中国国民党との人脈を築いていた。特に、1926年に彼らが中心となって結成された社会民衆党は、翌年に松岡らを中国に派遣し、同党と国民党

23 この点については、拙著『冷戦構造の変容と日本の対中外交——二つの秩序観1960-1972』（岩波書店、2012年）、12頁。

との「親善関係」の構築に成功していた。松岡も西尾も、この頃蒋介石を含めた国民党幹部と個人的交流を持ち、松岡は50年にも台湾を訪問し、蒋介石と面会していた。60年の民社党結党後も、彼らと国民党との交流は続いている²⁴。こうした松岡・西尾らの国民党との結びつきが、右社の対中外交論に反映されていた可能性は十分にある。実際、曾祚が欠席し、松岡が座長を務めた52年3月の右社国際委員会の会合では、社会主義インターに対する党の主張として、中国問題については「台湾政府を刺戟しないよう、中共政府には批判を加える」旨の了解がなされており²⁵、「親台湾」のための「反中国」、という姿勢を示していた。

ただ、右社の指導者の中に国民党への配慮があったとしても、それは国民党政権を全中国の代表として認める見解に結びつくものではなかった。「吉田書簡」の発出後、吉田政権は台湾の国民党政権との交渉に乗り出し、その結果1952年4月、日華平和条約が調印された。同条約は、戦争状態の終結や賠償請求権の放棄、戦前に日中間で結ばれた条約の無効などを謳い、日本が国民党政権を全中国の代表として承認したとする理解が可能なものになったが、同時に、条約の付属文書では「吉田書簡」と同様に「この条約の条項が、中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある」旨の了解が示され²⁶、「台湾」の政権として「限定承認」したとも解釈し得るものとなった。日本政府内では当初は限定承認論が推進されたが、国会審議中の6月中旬から、政府は同条約が「中国」との平和条約であるとの解釈を示すようになった²⁷。

24 両者の伝記ないし自伝には、そうした様子が詳細に記されている。中村菊男『松岡駒吉伝』（経済往来社、1963年）、150-160頁。西尾末広『大衆と共に一私の半生の記録一』（日本労働協会、1971年）、248-250頁。

25 「国際委員会議事録」1952年3月25日（早大DB、1-0234-1（2023年2月6日アクセス））。

26 前掲『日中関係基本資料集』、35頁。

27 井上正也『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、2010年）、第1

しかし全中国の代表を相手とする条約締結は、曾祢の強く非難するところであった。限定承認を示唆していた「吉田書簡」の方が、曾祢にとってはまだ望ましかった。当時曾祢が発表した論考によれば、「吉田書簡」は「台湾政府——中国ではありません——との間に暫定的な修交関係に入る余地を残しているとも見られ、少くとも国民はそれを期待」した。しかし日華条約はその期待を裏切り、「吉田書翰すらも逸脱した鬼子であった」。この結果は「政治的に之れ程大きな躓きはないし、条約論としても之れ程拙劣な条約は空前であり、少くとも絶後であることを期待」するものである²⁸。この点は、右社と吉田政権との明らかな相違であった。

一方で結局、共産中国との関係については、右社の立場と吉田政権の政策の違いは必ずしも明確ではなかった。「吉田書簡」は、共産中国が国連から侵略者として非難されていることや、中ソ同盟条約が日本に向けられた軍事同盟であることなどを挙げて、これらによって日本は共産中国との条約締結の意図を持たないと述べていた。対して、7月の参議院本会議で曾祢が右社代表として日華条約への反対演説を行った時の発言は、これらと同じ点を指摘するとともに、吉田政権と少なくとも同等程度に反共的な立場から、共産中国との関係構築に慎重な姿勢を示した。「中共政権も又暴力と独裁とによつて政権を獲得し且つその持続を図つておることや、マルクス・レーニン・スターリン主義を信奉しまして、ソ連との間に我が国を仮装〔想〕敵国扱いする軍事同盟を締結しておる事実、……現在国連から侵略者の烙印を押されておる事実、これらを直視しないわけには参らない」。ただ、それでも右社が吉田政権と異なる点は、「吉田書簡」のように「期限も条件も付せず、ひたすら共産政権なるが故に條約を締結せずというような態度」は取っていないことである。「将来、特に朝鮮動乱の解

章第4節。

28 曾祢益「岡崎外相に対する公開状」（『政界往来』18巻10号、1952年）、96-97頁。引用箇所傍点は原文ママ。

決を契機とする中国との全面的な国交調整の場合の余地」を残しているのである。そして吉田政権は、「いつまでもアメリカ追随の態度に終始するばかり」ではなく、「みずから進んでアメリカとイギリス、更に西欧とインド、ビルマ、インドネシア等の自由アジアとの間の対華政策の調整を図り、場合によつてはとかく近視眼的なアメリカの対華方針を是正せしめ、以て自由世界全体の結束とアジアの恒久平和とに寄與するような、真に自主的な外交を展開」しなければならない²⁹。

むろん、朝鮮戦争の終結という区切りを明確に示しているが故に、対中承認をめぐる右社と吉田政権の立場は異なるのだというのは、強弁ともいふべき主張であった。またアメリカの対中政策への低い評価や、日本が働きかけて米英間での中国問題の合意形成を図るべきという問題意識は、吉田も強く持っていた³⁰。吉田は実際に、その後1954年の外遊の際、米英の首脳に対してこの問題を直接訴え、行動に移していた³¹。

もっともここでの曾祿の主張は、吉田のように日本と米英の範囲にとどまっていたわけではなく、「自由アジア」諸国も含めた対中政策の協調を訴えるものであった。しかし、まさにここで挙げられた「インド、ビルマ、インドネシア等の自由アジア」の社会党が中心になっていたアジア社会党会議の場で、中国問題に関して曾祿は消極的な見解に終始していた。1952年3月、アジア社会党会議準備会合のある場面で、インド人民社会党のロヒアは、「北京政権の実体については、残念乍ら今の所我々の第三のアジアの中に計算しない方が良い」と発言し、共産中国はソ連陣営の一員であるとして、中立陣営としての提携可能性を否定した。これを受けて曾祿は

29 参議院本会議、1952年7月5日（前掲『国会会議録検索システム』）。

30 たとえば、吉田茂『回想十年 第1巻』（新潮社、1957年）、270-71頁。

31 この吉田の試みについては既に多くの先行研究が取り上げており、よく知られている。特に、陳肇斌『戦後日本の中国政策——1950年代東アジア国際政治の文脈』（東京大学出版会、2000年）、第2章第2節。井上前掲、100-07頁。

「求められる儘に」、「赤色中国はソ連圏の中と認めて居ること」とともに、「国連を支持する我々としては朝鮮動乱継続中に北京政府を承認することに反対である」との右社の公式見解を述べている。しかし曾祚がそれ以上に、アジア社会党会議で中国問題に関して議論をした形跡はなかった。

前述したように、社会主義インターでは中国問題をめぐってやや厳しい主張の対立が見られたが、アジア社会党会議ではその翌年の第1回ラングーン大会でも、中国問題で目立った論争は起きなかった。その理由の一つは、その中心地ともいえたビルマにおいて国民党軍の残留問題を抱えていたことであり、この曾祚との議論の場でも「ビルマ及びインドネシア代表は此の種の問題については慎重を極め何等発言しなかった」³²。だがそれでも、彼らは共産中国の承認に必ずしも消極的ではなかった。この会合に関するインド側の記録によると、ビルマやインドネシアの社会党は中ソを一体視し、共産中国に対して警戒的だった一方で、「赤色中国が国連によって迅速に承認されることを主張する」立場ではあった³³。共産化した中国との協力は難しいにしても、国連による承認は直ちに実現すべきだという彼らの主張は、朝鮮戦争終結まで承認は棚上げすべきであるとの曾祚の主張に比べれば、より中国問題に関して前向きであるといえた。

1953年1月、アジア社会党会議の第1回ラングーン大会が開催された際は、事前に曾祚に対して、「この際、中国の関係は如何なるものでも参加させぬと決めている」ことが伝えられていた³⁴。大陸・台湾におけるいかなる中国の政党も招請しないという方針であった。ラングーン大会では左

32 曾祚益ほか『アジア社会党準備会議報告』（日本社会党本部出版局、1952年）、9頁。

33 “Preliminary meeting for Asian Socialist Conference,” no date, No. 1, Subject Files, Papers of Shri Prem Bhasin [PSPB], Manuscripts Division, Nehru Memorial Museum and Library, New Delhi, India [NMML].

34 「第14回中執委」1952年12月5日（早大DB、1-0372-1（2023年2月8日アクセス））。

社が北京政府の承認に関する問題提起をしたが³⁵、ここでも中国問題の本格的議論は行われず、大会で実施された様々な決議においても、中国問題への言及はなかった³⁶。要するに、対中外交をめぐる「自由アジア」との提携を進めるべきだという曾祢の主張は、良く言っても掛け声倒れであった。それどころか恐らく、右社の対中外交論は、「自由アジア」諸国の社会党に比べてもより消極的だったのである。

2 「雪解け」とロカルノ方式

1953年1月の右社党大会で決定された同年の「運動方針」における「外交方針」には、中国問題に関して以下の二つの記述がある。

中ソ両国との関係については党の反共方針に関わらず、国交の正常化に努める。

中国問題については既定方針に従って朝鮮動乱の平和的解決後において中国の実力政府を承認し国連の中国代表問題も右原則によって決定する。従って台湾政権の全面承認を行わないとともに中共が国連に挑戦する限り侵略者に対する融和政策を採らない³⁷。

ある先行研究はこの1953年の方針について、朝鮮戦争の終結前にはい

35 “‘World Peace and Asia,’ Submitted by the Leftist Socialist Party, Japan,” no date, No. 6, PSPB, NMML.

36 *Resolutions of the First Asian Socialist Conference, Rangoon 1953*, Box 4, Accession No. 62, Asian Socialist Conference, National Archives of Myanmar, Yangon, Myanmar.

37 『日本社会新聞』1953年1月17日。

ずれの中国政府も承認しないとしていた前年から、承認に前向きな態度へと変化したものであるとし、右社の方針は首尾一貫したものではなかったと評している³⁸。この方針の詳細な策定過程を史料的に明らかにすることはできないが、確かにこの時期に、対中承認に関してより積極的な姿勢を取るような背景がなかったわけではない。52年8月には、右社委員長に中間派の河上丈太郎が就任し、より反共色の強い右派（西尾派）の影響力が相対的に低下していた。また同年11月、分裂後初めて左右社会党の委員長による会談が実施され、その後55年に実現する左右統一に向けた最初の一步が踏み出されていた。つまり、右派・中間派の力関係がより後者寄りに変化したことに加えて、既に共産中国の承認を主張していた左社との政策的接近の必要が考慮されたかもしれないのである。

とはいえ、「朝鮮戦争終結前は承認しない」から「朝鮮戦争終結後に承認する」へと変化した1953年方針は、前向きな印象を与える文言にはなったものの、本質的な政策転換ではなかった。53年「運動方針」も、「中ソ友好関係は益々増進の一途にあり」と判断した上で、「近き将来における中共のテイトー化等という幻想をもつことなく、その危険なる動向を的確にとらえ、且つその実力を正当に評価しなければならない」と訴えている³⁹。右社の反共主義と結びついた、中ソの一体視、共産中国の対外姿勢への警戒感は変わっていなかったのである。なお、この大会で曾祿は国際局長に就任し⁴⁰、名実ともに右社の外交政策策定の中心的存在となっている。

右社の対中外交論の背景として重要だったのは、上述のような党内力学の変化よりも、この後に進んでいく国際環境の変容であった。特に1953年3月のスターリン死去を契機として、東西冷戦はいわゆる「雪解け」の

38 ストックウィン前掲、89頁。

39 『日本社会新聞』1953年1月17日。

40 同上、1953年1月31日。

局面に入っていた。7月には、朝鮮戦争の休戦が達成された。こうした状況でも曾祢ら右社は、中国の承認をすぐに打ち出したわけではなかったが、国際環境が変化していくことを見据えて、日中関係を東アジアの地域秩序構想と結びつけて語るようになっていった。

曾祢は既にスターリン死去の数カ月前から、日中関係を戦争終結後の朝鮮半島のあり方と結びつけて論じるようになっていた。1953年の初め頃、元外務官僚を中心に「国民外交討論会」と称する会合が開催され、有田八郎を議長として、日本外交が直面する課題が議論された。ここで曾祢は有田から、「二つの中国」と日本の関係について発言するように求められた。曾祢は、まず「吉田書簡」が共産中国との関係の展望を閉ざしてしまったことや、日華条約の内容が国民党政権を全面承認するものとなったことを批判した後、「日本と中国との問題を考える場合、朝鮮の問題を除外することは断じてできない」と強調した。朝鮮戦争の性格については様々な見方があるが、「私たちの見方」つまり右社の見解としては、それは「いわゆる外からの侵略戦争と、同時に内からの暴力革命をコンバインしたような彼の武力革命方式」によって引き起こされている。それを容認することは決して出来ない。こうした策動に対しては国連による集団安全保障の力によって抑えていくことも重要であり、また朝鮮において「国民の基盤にたった平和で民主的な政府」が出来ることも、日本の安全上必要である。従って「現在武力解放戦の性格をもった朝鮮動乱がつづく限りは、日本と中共との政治的な関係を調整しようと思ってもできない」のである。「われわれの考えている平和に対する方式、日本の安全に対する期待とにおいてするような中共との交わりを求めるべき」である⁴¹。すなわち曾祢は、中国が朝鮮半島への軍事介入のみならず共産主義の浸透を積極的に図っていると捉えた上で、そうした試みを阻止しつつ、朝鮮に民主的政権を樹立

41 「国民外交討論会・世界の現実と日本」（『改造』34巻2号、1953年）、86-87頁。

しない限り、日中の国交も不可能であると論じたのである。反共色の強い朝鮮戦後構想であった。

同年6月17日、朝鮮休戦の合意直後に、曾祚は参議院本会議で吉田に論戦を挑んだ。ここで曾祚は、「雪解け」の進展について楽観的な見通しを示しつつ、朝鮮戦争後の東アジア秩序について注目すべき構想——いわゆる「朝鮮ロカルノ」構想——を披露した。曾祚はまず「スターリン死後における共産陣営の微笑外交は冷戦緩和の可能性をもたらし」していると率直に捉えた。戦争に倦んだ日本国民もまた、平和を求めている。しかし吉田政権は、平和への意欲をあまりにも欠いている。「共産側の平和攻勢に対して、平和の機会は如何に些細なものでもこれを積極的に捉えるべきだと強くアメリカに対して主張した、かのイギリスの宰相アトリーやチャーチルに比較」した時、「吉田総理の無為無策は、余りにも顕著」である。曾祚は、変容する国際情勢に対し、吉田政権が受動的な態度に終始していると厳しく批判した上で、朝鮮休戦後の東アジア地域秩序の形成に、日本が積極的に役割を果たすべきことを訴えた。

そして曾祚は、極東の安定のためには「民主的平和的朝鮮の基礎確立」が図られなければならないが、そのために、朝鮮の独立と領土保全に関する「国際連合の一般的保障」とともに、「主な関係国、その中には中、ソ、日、米のほか、インドを加えるべきでありましょう。その個別的及び連帯的保障」を実現しなければならない、と主張した。それは、朝鮮半島の武力統一や暴力革命を否定するものであるし、「三十八度線の永続化や、米韓相互援助条約、中共北鮮の軍事同盟の方式の否定」でなければならない。そして、「かかる朝鮮の平和解決の方式は、米ソ両陣営の対立の第一線の緊張緩和であるから、延いては、日本とソ連、中共との正常な国交回復の道を開くこととなる」のである⁴²。

つまり曾祚は、朝鮮半島は東アジアの地域秩序の確立を左右する要衝で

42 参議院本会議、1953年6月17日（前掲『国会会議録検索システム』）。

あるとした上で、その安定のためには国連の保障とともに、日米中ソとインドという大国の合意に基づく安全保障の枠組を建設しなければならないとの構想を描いたのである。それは、米韓・中朝の同盟が対峙する現状を克服するものであり、またその帰結は、日ソ・日中の国交正常化となり得るものであった。

この構想は、1955年の左右統一時に社会党の外交政策の基本的目標として合意された、いわゆる「新ロカルノ」ないし「極東ロカルノ」構想に類似したものである。後に詳述するが、統一時の構想は、日米中ソの4カ国を主要参加国とする安全保障の枠組を構築し、その見合いにおいて日米と中ソの同盟は解消する、というものであり、またその後社会党は日中・日ソの国交回復を、この極東ロカルノ体制構築という目標の一環として位置付けるようになっていった⁴³。

曾祢の主張に対して吉田は、「只今曾祢君から誠に雄大な御演説を承わつて、誠に益するところ大」であるとは述べたが⁴⁴、特に具体的な行動を約束することはなく、無意味な答弁に終始した。曾祢が英国の前首相で労働党首のアトリーや、当時の首相のチャーチルと比較したのは、恐らく英国外交に思い入れを持っていた吉田を挑発しようとする意図があったが、吉田はそれに乗ることはなかった。

ちょうどこの前月の英国議会で、チャーチルは東西緊張緩和を呼びかけるとともに、ロカルノ方式による安全保障構想を提案して、野党の立場にあったアトリーからの共感も得ていた。この頃、ソ連は東西巨頭会談を提唱していた一方、アメリカは朝鮮やドイツ問題などでのソ連の態度変化をその前提条件とし、ソ連の呼びかけに応じていなかった。5月11日、英国

43 拙稿「日本社会党と戦後和解——村山談話の『社会党らしさ』」（波多野澄雄編『和解学叢書3＝政治・外交 国家間和解の揺らぎと深化——講和体制から深い和解へ』（明石書店、2022年））、53頁。

44 参議院本会議、1953年6月17日（前掲『国会会議録検索システム』）。

下院で演説したチャーチルは、ソ連新政権の態度を高く評価し、アメリカの方にこそ柔軟性が必要であるとの考えを示唆した。そして、ソ連と西欧との間の緊張緩和に関して、国連が当初期待されたような権威や性格を持っていないとした上で、「私の念頭にあるのは1925年のロカルノ条約である」と述べた。ロカルノ条約は当時の独仏関係の安定を図るものであり、今日の状況とは異なる部分も大きい、「ロカルノを実現した基本的な考え方は、ドイツとロシアの間の関係について役に立つだろう」。チャーチルの構想に対し、アトリーは現在の情勢にどれほど適用できるか不明とはしつつ、「一つの提案」として高く評価した⁴⁵。

先行研究はこのチャーチルのロカルノ構想こそが、1955年の社会党統一時の「極東ロカルノ」構想のモデルになったと考えている。右社は当初はロカルノ構想に否定的な反応を示していたが、やがて反対を控えるようになり、ロカルノ方式を推す左社との意見の一致に達していった、とも論じられている⁴⁶。だがこうした見解は、若干の修正が必要である。以上で検討してきた通り、曾祢はチャーチル演説からわずか1ヵ月後に、「極東ロカルノ」構想によく似た「朝鮮ロカルノ」構想を公にしている。少なくとも、右社がチャーチルのロカルノ構想に否定的であったとはいえない。後述のように、右社はこの後ロカルノ方式の推進に強い熱意を示しており、統一社会党がロカルノ方式を掲げたことは、右派の左派への譲歩を意味するものではなかった。

ただ、このチャーチル構想を契機として、左右両派の社会党が朝鮮休戦後の東アジア秩序構想に関して共通する方向に向かうことになったのは確かである。チャーチル構想への両派の反応は、等しく迅速であった。曾祢

45 UK Parliamentary Debates (Hansard), House of Commons, Deb 11 May 1953, vol 515, col 896 and Deb 12 May 1953, vol 515, col 1070 (<https://hansard.parliament.uk>, accessed on 9 January 2024).

46 ストックウィン前掲、101-03頁。

が吉田に「朝鮮ロカルノ」構想を披露したのと同じ6月17日、左社の鈴木茂三郎委員長は、衆議院で吉田に対して、曾祢の構想に近い発言をしている。鈴木は「朝鮮の問題とも関連をいたしまして、新たな安全保障の方式に関する問題」について触れた。最近、チャーチルが「ロカルノ条約の精神をくみとつて、現在のソビエト、ドイツの安全保障の方式に適用せんとする意見を提出」した。またアジア社会党会議の最近の幹事会では、「日本における侵略的軍国主義の復活を阻止するために、国際保障による日本の中立化の方針が一応決定した」。欧州において議論されているドイツの安全保障の方式については、「やがて朝鮮も同じような問題に直面しなければならないことになる」だろう。さらにこれは「日本の今後の新たな安全保障の方式に関する、私はこれは重大な一つの方向を示すもの」でもあると考える⁴⁷。曾祢のように参加国まで具体的に挙げたわけではなかったにしても、鈴木もまた「朝鮮ロカルノ」の発想を持ち、またこのロカルノ方式が、日本の安全保障体制についても基盤になり得るとの見解を示したのである。それは、国際的保障による日本の中立化という、左社が志向する方向性とも合致するものであった。

もっとも、「朝鮮ロカルノ」の構想が、この時点で右社内のコンセンサスを得ていたと言えるかどうかは難しい。鈴木に続いて登壇した右社委員長の河上は、この頃朝鮮休戦問題を含めて頻繁に曾祢と意見交換の機会を持っていたにもかかわらず⁴⁸、チャーチル提案やロカルノ方式をめぐる議論には触れず、同月8日に右社が発表した声明書の内容をそのまま繰り返した。「朝鮮ロカルノ」構想は、まだこの時は右社の公式の主張ではなく、曾祢のみが主張していたものだった。

47 衆議院本会議、1953年6月17日（前掲『国会会議録検索システム』）。

48 当時の河上の日記によれば、「朝鮮休戦について打合せ」をした同月8日を始め、河上や曾祢ら右社幹部はこの国会前に度々意見交換の機会を持っている。河上丈太郎『河上丈太郎日記 1949-1965年』（関西学院大学出版会、2014年）、1953年6月8日の項。

曾祢がここで先陣を切ってこの「朝鮮ロカルノ」構想を訴えた動機は、十分には明らかでない。一つには、曾祢にとって「朝鮮ロカルノ」構想の推進は、対米自主外交への関心と結びつくものであった。国会でも発言していたように、曾祢は当時のチャーチルやアトリーの姿に対して、「巻き返し」を掲げたアイゼンハワー政権のイデオロギー過剰から距離を置いた、現実的かつ自主的な外交の模索として魅力を感じていた。曾祢は5月30日付けの右派機関誌『日本社会新聞』で、英国議会における両者の議論を取り上げた上で、英国の外交論を高く評価する文章を載せている。曾祢が特に注目していたのは、両者の議論をきっかけに米英の間で対ソ政策をめぐる論争が生じたことであり、そこから読み取れる英国外交の優れた特質であった。「米国人は外交についての永い経験がない」し、二度の大戦を経ても「なお観念的な外交—ウィルソンとルーズヴェルト—や、感情的な反共—マッカーシー派—からの脱却がなされていない」。一方で「英国人は現実主義者」であり、「米英の協調と同盟—但し同盟は隷属ではなく、米の行き過ぎを是正する対等の立場を要求する—を基調とし、共産主義国と雖もその現実的な立場を認め、頭から敵視しないとの政治的な態度」を取る。「われわれに関する限り、このようなイギリスの伝統外交の強みに教えられる所が多い」。アメリカを含めた西側陣営との協調には異論はないとしても「アメリカ一辺倒は独立の否定であるのみならず、危険な戦争の途である」⁴⁹。要するにここで曾祢は、日本も英国を模範として、イデオロギー過剰のアメリカ外交に必ずしも歩調を合わせることなく、中ソに対して自主的かつ現実的な態度で臨むべきことを訴えたのである。

また、一般にロカルノ方式は、「民主社会主義」において右社と合致するとされた西欧社民勢力の間で、高く評価されたものではなかった。むろん前述のように、英国労働党の党首であったアトリーがこのロカルノ構想を評価したという事実はあったが、もともとこの提案はチャーチル、つま

49 『日本社会新聞』1953年5月30日。

り保守党の側から出た構想であった。当時の社会主義インター内でも、このチャーチルのロカルノ構想が関心を呼んでいた形跡は見当たらない⁵⁰。

このロカルノ構想を提唱した時、チャーチルが国連の役割の限界を指摘していたのは前述の通りだが、ロカルノ方式はそうした国連による普遍的集団安全保障と一線を画した地域的な体制を築こうとするものであり、またそこには、同盟による勢力均衡によって地域の安全を図ろうとする発想が色濃く残っていた。1925年に結ばれたロカルノ条約は、英仏独伊とベルギーが互いの安全を保障しつつ、ドイツ西側のラインラントの現状維持で合意したものであったが、これは地域的な集団安全保障体制の構築であったとともに、とりわけ独仏の間の力の均衡を維持しようとする意味を持つものでもあった。ここではまた、軍縮への取り組みもなされなかった。この当時のロカルノ条約に対しては、フランス社会党は熱心に支持したものの、欧州社民勢力の間の評価にはかなりの温度差があった。当時のインターナショナル (Labour and Socialist International、労働社会主義インターナショナル) の決議は、これを消極的に是認するに留まった。とりわけ英国労働党は冷淡であった。党首であったマクドナルドが当時記していたところによれば、ロカルノ条約は「戦争の根本原因に対して真に影響を与えるような包括的協定の実現を妨げようとするものである」。平和の実現のために差し迫った課題は「安全保障の基礎には軍事同盟があるという発想を除去することであり、平和を実現しようとする真摯かつ情熱的な要求の上に信頼を置くことである」⁵¹。要するにロカルノ条約は、集団安全保障体制として十分でない上に、同盟と勢力均衡を基本とした古典外交の発想を拭き切れていないと、マクドナルドは断じていたのである。同様

50 たとえば、同年のインター機関紙 *SII* に同構想に関連する記述はない。

51 Talbot C. Imlay, *The practice of socialist internationalism: European socialists and international politics, 1914-1960* (Oxford: Oxford University Press, 2018), p. 142.

の意味で、権力政治を克服し、国連を中心に運営される世界秩序を追求した戦後の西欧社民勢力の原則的立場と、ロカルノ方式は必ずしも相容れるものではなかった。チャーチルのロカルノ構想に対して当時の西欧社民勢力が呼応することが少なかったのも、同構想が社会民主主義者としては受け入れにくい「保守色」を持っていたことに由来していたと考えられる。

それでも曾祢がチャーチル構想に素早く呼応した理由としては、彼と同様に戦前外務省で連盟外交に関わった芦田均が、極東におけるロカルノ体制の構築を主張していたこととの共通性もあるかもしれない⁵²。曾祢は1970年代に至っても、「極東ロカルノ」体制の構築を訴え続けている⁵³。またあるいは、曾祢の動機としてもう一つ考えられるのは、国内政治的理由である。すなわち、左社との再統一に向けた機運が徐々に高まっていた中で、このロカルノ方式は左右両派の合意形成に向けた有力な基盤になり得ると曾祢が判断し、早速それを公に表明した、ということである。このことを直接的に示す史料は見当たらないが、曾祢はその後晩年に近い頃まで、彼の所属した民社党と社会党との妥協の手段として、ロカルノ方式をめぐる1955年の合意の再現を有力視する様子を度々見せている⁵⁴。

いずれにせよ、朝鮮休戦成立後、曾祢は「朝鮮ロカルノ」構想を繰り返して訴えるとともに、中国の承認についても、より前向きな姿勢を見せるようになった。6月20日付『日本社会新聞』のインタビューで曾祢は、朝鮮

52 矢嶋光『芦田均と日本外交——連盟外交から日米同盟へ』（吉川弘文館、2019年）。ただ、1957年4月28日の芦田の日記には、元軍人・外交官であった野村吉三郎と面会した際に、野村が「曾禰益君迄がロカルノ式などと甘いことを述べ」との懸念を示したのに対して、芦田が共感している記述がある。芦田均『芦田均日記 第6巻』（岩波書店、1986年）、328頁。

53 たとえば、曾祢益「現実を踏まえた平和の構築を」（『革新』42号、1974年）、56頁。

54 曾祢益「民社党の進路——建設的革新政権への道」（『改革者』142号、1972年）、28頁。同「基地なき安保協力論」（『自由』15巻8号、1973年）、43頁。同「安全保障と革新政党」（『改革者』18巻7号、1977年）、26頁。

の中立化に向けた強い意気込みを見せた。長期的には38度線の分断を解消し、朝鮮は「反動的なものでもなく、共産的なものでもない民主主義的統一国家として独立を保持」しなければならない。「米韓相互安全保障条約などは共産側に刺戟的で安定のためには邪魔になる」。「国連の管理による自由選挙によって朝鮮の統一を平和的に実現」すべきである。曾祢はそうしたことが実際に可能なのか問われても、「可能ならしめるよう努力せねばならぬ」と力説した。中国問題に関して、アメリカは中国の国連加盟に強く反対しているが「中共は共産主義だから嫌いだ、好きだとかは別としてこの問題を考えねばならぬ……中共政府を中国代表として認めることは当然ではないか」と踏み込むと同時に、台湾については「複雑な問題となる」として「もう少し事態の推移を見守ってからわれわれの態度をきめたい」と述べた⁵⁵。

もっとも右社にとって対中承認は、依然として条件付きの方針であり、即時に実現すべきものではなかった。翌7月、曾祢は河上委員長や西尾らとともに、社会主義インターのストックホルム大会へ参加した。大会に先立って「曾祢国際局長が投票権を行使するものとする」などと決められたように⁵⁶、曾祢はこの代表団の中でも中心的存在であった。大会の場で曾祢は右社を代表して演説し、共産主義でもなく反動的でもない統一朝鮮を自由選挙によって実現することを主張し、また「関係する諸大国によってその領土を保全する」ことを述べ、「朝鮮ロカルノ」構想を示唆した。そして、朝鮮の中立化と和平が達成された場合には、「我々と共産中国との関係の問題に取り組まなければならない」。右社は「侵略者への宥和には反対である」が、「朝鮮における紛争が解決され、極東における緊張が軽減された時における、北京政府の承認とその国連への加盟には賛成してい

55 『日本社会新聞』1953年6月20日。

56 日本社会党国際局「社会主義インターナショナル第三回大会に関する資料」1953年6月23日（憲政、浅沼稻次郎文書、756）。

る」。もっとも、朝鮮停戦の際には、「ソビエト・ロシアおよび中国政府が日本に対する態度を改め、我が国との正常な関係を回復させる」ことが望まれる。「そうした変化は、我々の北京政府承認よりも先行するか、あるいは少なくとも両者は同時に実現すべきである」⁵⁷。この発言は事前に右社国際局で準備された見解と同様であったが⁵⁸、要するに、対中承認の前提条件として、朝鮮の中立化とともに、中ソの側の対日態度の変化がなければならないとされたのである。

3 左右統一と右社外交

1953年の秋以後、右社にとって最重要課題であったのは、左社との統一問題であった。9月10日、右社は党内に統一問題研究委員会を設置し、曾祢もその一員となった⁵⁹。11月8日、左社は「党綱領草案」（いわゆる「左社綱領」）を発表した。これを受けて、同委員会は左社との政策的相違を正式文書で明らかにする作業を進め、それを27日に纏めた。この文書は概して、左右社会党の間の政策的距離を大きく捉えるものであった。ここでは、国際情勢の分析に関して「両党の相違は……アメリカ、ソ連、中共及び第三勢力について相当根本的なものがある」とした後、各項目ごとの両党の立場の違いが列挙された。中国や朝鮮休戦に関連するものを抜粋して整理すると、以下の通りである。

57 *SII*, 3 (32-33), 1953, p. 566.

58 前掲日本社会党国際局「社会主義インターナショナル第三回大会に関する資料」。

59 『日本社会新聞』1953年9月19日。

中共について

〔右社〕

国内における独裁権の前進、ソ連に対する貿易、軍事上の依存度の増進等から「世界革命のアジア版」として危険視すべく、近くチトー化を予想してはならぬと言う。

〔左社〕

「特殊の国家資本主義の段階にある」と規定し、中共のソ連政策はアメリカの失敗の結果だとし、今後の中共の「自主的発展とアジア諸国との協同関係の促進に期待」している。

中ソ〔との〕関係

〔右社〕

- (イ) 「国交の正常化に努めるが」「日本の独立、安全保障等の基本条件を犠牲にしてはならない。」
- (ロ) 朝鮮動乱の平和的解決後において中共問題の解決（有条件承認）

〔左社〕

- (イ) 積極的に基本条約の締結を提唱する。場合により「戦争終結宣言」を考慮する。
- (ロ) 基本条件は
 - (a) 日米安保条約と中ソ友好同盟条約の相互廃棄
 - (b) 中ソによる日本の中立保障又は領土の相互不可侵乃至尊重
 - (c) 中国には台湾、澎湖島の返還、ソ連からは南樺太、千島、ハボマイシコダンの返還

朝鮮

〔右社〕

停戦に続いて自由選挙による南北の統一、高度の民主的朝鮮の出現。

朝鮮の領土の米ソ中日等の保障

朝鮮の平和に関する国際会議への日本の発言権の確保

〔左社〕

外国軍隊の同時撤退と全朝鮮の民主的統一政府の樹立、平和的國家建設に協力、関係国と共に朝鮮中立条約の締結。

〔対中貿易〕

〔右社〕

……中共貿易の緩和（但し過大評価は禁物）

〔左社〕

中共貿易の過大評価（経済自立方針）

右社は、共産中国の内政・外交がともにイデオロギーに強く規定されたものと捉えており、左社とは異なって、中国の対ソ自立可能性を想定せず、その対外姿勢を強く警戒していた。それ故に右社は、中国との国交正常化の必要性は認めつつも、あくまで朝鮮戦争の「平和的解決」を前提とした「有条件承認」を掲げるに留まった。対中貿易の可能性についても、左社とは対照的に、右社の評価は慎重であった。

両党の立場を比較した上で、続いて同文書がまとめたところによれば、結局左右両党の相違の根本は、冷戦において西側陣営に与することを是とするか、中ソへの信頼に基づいて中立論を堅持するか、ということにあった。「我が党はサンフランシスコ講和是認の上に立って居り、そのことは民主々義陣営に立つことの承認である」。しかし、「左社は講和、安保条約不可分論に立っているから、独立とは此の両条約の体制の否定であ

る」。左社は特に中ソとの国交調整について「極めて一方的楽観的」であって、交渉の結果として「サンフランシスコ体制の破壊」さえ考慮に入ることの可否かも、明確でない。平和についての考え方も、「吾が党の集団保障理論と左社の中立論との相違が尚歴然として」おり、左社の中立論は「ソ連中共に対する信頼の表現」に過ぎない。結局、問題の根源は「ソ連中共を平和勢力と見てアメリカとの一体化をさけることが平和の途だという見方が正しいか否か」にある。

また、朝鮮問題に関する両党の立場を比較した上述の部分を見ると、統一された民主的朝鮮を樹立し、「朝鮮の領土の米ソ中日等の保障」を図るといった内容は、曾祢が主張していた「朝鮮ロカルノ」構想と一致するものであり、ここにおいて曾祢の構想が右社内でのコンセンサスに達していたことがわかる。そしてこうした内容は、「全朝鮮の民主的統一政府の樹立」とともに関係国による条約の締結を求める左社の主張と、共通点も多いようにも見える。しかし同文書は、この点においても、左社との齟齬がむしろ大きいことを強調した。最近、チャーチルら西欧の指導者が「ロカルノ方式即ち相互不可侵条約形式」を主張しており、「吾が党は朝鮮について平和的統一後の朝鮮が関係各国によって領土を保障されるべきこと」を提案し、「アメリカも之に傾きつゝある」。しかしそうした構想はドイツや朝鮮の非武装化を前提とするものではないし、「ソ連、中共の不可侵の口約束だけに頼るといふ意味では毛頭ない」⁶⁰。

要するに右社は、中国やソ連の承認問題はもちろん、客観的に見れば両社の合意の基礎にもなりそうな「朝鮮ロカルノ」構想でさえ、左社の考え方には極めて否定的であった。統一に向けて本格的に歩み始めたとはいっても、左社との距離はこの時点では依然として大きかったのである。

ただ、この頃の曾祢の論争相手は、右社の外にある左社よりも、その内

60 「統一問題調査研究委員会」（早大DB、1-0099-1（2023年8月31日アクセス））。引用箇所の傍点と丸括弧は原文ママ。

部にあった。右社内ではこの1953年秋から、曾祢も属する西尾派と、河上派との間で外交政策をめぐる論争が活発になっていた。直接のきっかけは翌54年の運動方針の策定過程が始まったことであったが、ここで河上派は左社との接近、ひいては統一を視野に入れて、護憲・再軍備反対を主張した。これに対し、日米安保や再軍備を容認する方向に舵を切ろうとする「曾祢私案」が党内で激論を巻き起こし、曾祢が国際局長の辞任を申し出る事態にまでなった。曾祢はこの西尾派・河上派の論争の中で台風の目といえる存在でもあった⁶¹。

右社の安全保障政策を検討した先行研究は、1954年1月の党大会で採択された同年の運動方針は、西尾派への一定の譲歩は含みつつ、党の中核にあった河上派の意向を反映して、概して左派路線に接近するものであった、と捉えている⁶²。ただ、中国問題に関しては、この運動方針はそれまでと変化は見られるものの、必ずしもそうした党内政治を反映した「左傾化」が起きた様子はない。運動方針中の「外交方針」は、その冒頭で「1953年度外交方針を踏襲する」と強調した。しかし曾祢が当時記していたように「今度の外交方針の中で寧ろ新しい点はアジア政策、就中朝鮮に関連するもの」であった。まず、曾祢が主張していた「朝鮮ロカルノ」構想が、右社の方針として明記された。「朝鮮を平和的に統一し高度の民主主義国たらしめ、且つ、米韓安全保障条約と北鮮と中ソとの軍事的提携の方式に反対し、朝鮮をいずれの陣営の衛星国でない、緩衝地帯」とし、「その領土保全と独立をソ連、中共、日本、アメリカ並びにインド等の諸国が保障する」。そして、この方式の実現を「切掛けとして」、「我が国とソ連、中共との緊張の緩和と日本のアメリカからの独自性の回復を計る」。より具体的には、そうした朝鮮をめぐる構想が「実現した暁は中共の国連代表権の承認を実現する。但し、日本の国連参加に先行することは容認しない」。

61 楠前掲、180頁。ストックウイン前掲、93-95頁。

62 スtockウイン前掲、95-97頁。

また「台湾については暫定的に国連の下に管理し、台湾が戦略的に両陣営の脅威となることを防止すると共に、終局的には台湾の帰属は台湾人民の自由意志に依って決定せしめる」。

曾祚の説明によれば、こうした「朝鮮ロカルノ」構想は彼が「社会主義インターナショナル第三回大会及びアジア社会党会議第二回幹事会で主張して、大体賛成を得た所である」。そしてこの提案の特色は「之によって日本と中ソとの国交調整の緒口を見付けようという点である」。これは、左社のようにサンフランシスコ体制や日本の安全を犠牲にして「中ソの非武装日本の中立保障という空虚な約束のみに日本の安全を託すること」に反対するものであるし、また「吉田内閣の対米追随の無為無策を改める為めの具体的且つ建設的な提案」である。右社は、対中承認については「原則としては之に異存はないが、無条件の同意ではない。「中共が右の様な朝鮮の平和統一に協力するという内容的な条件」と、「日本の国連加入に先行させてはならないという時期的な条件」という、二つの条件を付けたものである。これは「往々にして大国たる中共に対しては宥和に走り勝ちである西欧諸国の社会党やアジアの社会党に対しても筆者が常に主張してきた所」である。

つまり、「朝鮮ロカルノ」への中国の協力や日本の国連加盟を条件とする右社の対中承認の方針は、同様に「民主社会主義」を奉じる社会主義インターやアジア社会党会議のメンバーの対中政策と比較しても、慎重なものであることが強調されたのである。一方で、台湾問題に関しては、1953年方針では「台湾政権の全面承認を行わない」と記されたに過ぎなかったところから、二つの新しい点が打ち出された。上述の通り「台湾が戦略的に両陣営の脅威となることを防止する」とされたのは、曾祚の解説によれば「所謂ニュートラライズすることを提案する」、つまり「中立化」の主張であった。また「台湾の帰属は台湾人民の自由意志に依って決定」されるとの主張は、曾祚によれば「国際情勢が平静化した暁には台湾住民が中国本土から分離することを欲するとは思えないから、結局は中国本土と一

体化する方向で決まると信ずる」。曾祢はそれ以上の詳細は説明していないが、後に明らかになっていくところからすると、台湾を広義の「中国」の一部として法的には認めつつも、少なくとも事実上は大陸と分離した現状を維持する、という考え方に近いものではないかと推測される。

対中貿易についても、1954年方針ではより明確な基準が定められた。すなわち「中共及び大陸貿易については、先ず西欧諸国並みの条件を獲得して平和通商の拡大を実現する」とともに、特に「狭義の戦略物資は世界的軍縮の実現迄之を制限する」。曾祢の解説によれば、「右社の新方針においては社会主義インターの各党と同様に重武装国であるソ連、中共が国連の監督下で行われる世界的軍縮に賛成協力する迄は、純然たる戦略物資の供給はこれを自制すべきであるとの立場をとった」。これは「基本的に各国軍備の縮少から撤廃へという社会主義者の立場からしての当然の帰結」であるし、「現在ココムの取扱が嚴重に過ぎ却って中共をして向ソ一辺倒に走らしめる点を是正しなければならない」という戦略的判断によるものでもあった。曾祢は、右社の外交方針は「確乎たる世界観と民主社会主義の理想に即した所の、換言すれば現実と理想との調和に立ったものと敢て自画自讃するものである」と誇った⁶³。

1954年に入ると、東西冷戦はさらに「雪解け」を進展させていった。1月から2月、ベルリンで米英仏ソ外相会談が開かれた。主たる議題であったドイツ統一問題では結論に至らなかったが、近くジュネーブで朝鮮やインドシナの問題を協議するための会談を持つことが合意された。これは、7月のインドシナ休戦に関するジュネーブ協定の成立に繋がった。ジュネーブでの会談に中国が参加したことは、4月のバンドン会議への中国の参加とも相俟って、その国際的な存在感を大きく高めることにもなった。

前年の朝鮮休戦に続き、欧州・アジアの国際政治が互いに連動しつつ変

63 『日本社会新聞』1954年1月16日。曾祢益「右派社会党の外交方針について」（『民主社会主義』2巻1号、1954年）。

化していったことについて、曾祢は敏感であった。曾祢は吉田に対し、日本も主要国の一員としてこうした潮流の中で重要な役割を果たすよう訴えた。3月の国会で曾祢は「ベルリン会談の結果、東西の緊張の主なる原因と申しますか現象と申しますか、これの解決が相互に関連してとり上げられんとする方向」が明確になった。「西ヨーロッパの緊張の原因であるドイツの問題、オーストリア問題の解決に対しましても、或いはヨーロッパ欧州共同防衛問題に関しましても、やはり朝鮮の平和解決及びインドシナの平和解決の問題とのでき工合如何によって、又中共に対する処遇如何によって又そのはね返り如何によっては、欧州の解決が促進されるというような一つの方向になって来た」。つまりドイツ統一などの欧州の問題は、朝鮮・インドシナや共産中国の処遇などのアジアの問題と相互に影響する傾向が強まっている。よって、アジアの問題の解決には日本も努力し、それによって世界の緊張緩和に繋げていかなければならない。吉田は「大変お話が学問的になるように思います」とはぐらかしたが、これに対して曾祢は、近く開催予定のジュネーブ会談に日本も出席を求めるよう、吉田に繰り返し迫った。吉田は関心を示そうとはしなかった。

それでも曾祢は「朝鮮問題にからんで一つの大きく現実に問題にならないとしているものは中共の地位の問題」であると述べた後、右社の対中外交論を改めて訴えた。「日華平和条約によつて台湾国民政府をあたかも全中国の政府であるかのごとき承認を与えて」いることに対して、右社は反対である。右社としては「朝鮮の真の平和的解決の線に即して中共もこれに協力するならば、これを承認するのにやぶさかであつてはならない」。承認とは、国連による承認と、日本による外交的承認の二つの意味がある。吉田は、「すでに中共政府が日本を敵視しているという事実がある」として、対中承認に踏み切ることを拒否した。曾祢は、そうした姿勢は「ただ消極的な態度であるのみならず、一部アメリカあたりにおけるただ単なるこちこちの反対主義から、中共を敵視して敵へ敵へと廻す方向に」なるものであり、「断じて反対」である。また「台湾は暫くの間は両陣営がいず

れもこれを軍事的に相手力を脅威するように利用できないようにする」すなわち中立化し、国連の監督下において非武装化し、「民族自決の基本的な原則に従つて台湾住民の自由意思によつて台湾の将来の帰属をきめる」ことを訴えた。吉田は、台湾は日本の友好国であり、それ以上のことはしないと述べたのみであった⁶⁴。

もともと、この頃の国際環境の変化に対しては、吉田も鈍感ではなかった。翌4月の国会での討論の時は、吉田は一転して、曾祢以上に饒舌であった。ここで曾祢は、中国問題をめぐる英米の齟齬を是正すべく、吉田が外交的に働きかけることを提案した。「中共の問題についてはこれ又総理が外遊される機会に、……日本側の気持を十分に伝えて、でき得るならば米英の間の意見の接近のために御努力を傾けられるおつもりがあるかどうか伺いたい」。吉田は、「私見を述べれば、この極東における安全といえますか、平和を増進せしむるためにも中共問題について英米の間に意見の相違があるということは、問題の解決の上においてもよくないことである」。とはいえ「この承認問題の由来するところは相当長い関係があるので、一概に簡単に協定と申しても協定はできにくいであろう」。それでも「英米においても今までにおいての関係からみて直ちに承服はむずかしいと思いますが、この問題は十分に私においても研究いたしたい」。吉田が意外に前向きな反応をしたのに対し、曾祢の方がやや言葉足らずであったが、ともかくも吉田の背中を押した。「具体的なことを伺つておるのではなく外遊されるならばこの点についての御奮闘を心から期待する」⁶⁵。

7月21日、ジュネーブ協定によってインドシナ休戦が成立したことは、曾祢に中国問題での新たな対応の必要を確信させた。8月8日、曾祢はNHKの「放送討論会」に出演し、これにより国際情勢が大きく転換して、日本外交も対米自立、特に中国問題での変化が必要になったと主張した。

64 参議院予算委員会、1954年3月8日（前掲『国会会議録検索システム』）。

65 参議院外務委員会、1954年4月12日（同上）。

「国際的にはジュネーブ会議の成功によって力による外交は両者ともできなくなった。熱い戦いから冷たい平和になったのだ」。「アジアの独立権の発動」が進んでおり、「この点からもアメリカー辺倒の外交も終焉を告げるべきだ」。特に「アメリカに中国問題を教えてやらねばならない。……外交政策の基本を変えるのだ」。そして、サンフランシスコ講和会議の際に「浅沼さんが吉田さんを羽田まで見送りに出ている」のに倣って、翌月の吉田外遊にも超党派で協力すべきである。「自由党が心がけを変えるなら提携にも応じよう」⁶⁶。吉田が訪米により対中外交の転換をアメリカに働きかけることについて、曾祢の期待は高かったのである。

実際に、吉田はこの年9月からの外遊において中国問題を最重要課題と位置づけ、特に米英の不一致を解消し、西側諸国が一致して中国との交流拡大を図ることで、中ソの離間を促すことを訴えた。だが結局、米英の受け入れるところとはならず、吉田の試みは失敗に終わった。さらに当時右社は、左社や改進黨など他の野党とともに末期の吉田政権への攻勢を強めており、吉田の外遊については、「逃避的外遊」であり「わが国の信威をきずつけ、日本の地位を失墜させるものである」と非難していた⁶⁷。吉田外遊に対する曾祢の期待は、外交的に実を結ばなかったのみならず、国内政治的にも自党の主張に著しく反するものであった。

ただこの年、国内において反吉田の機運が盛り上がり、また左右社会党統一に向けた準備が進む中、両社会党は外交論でも合意形成の作業を加速していった。1954年4月以来、左右社会党は曾祢を含めた計4名による外交問題の協議を行ったが、数回の会合を経た7月から8月にかけて、その「中間報告」をまとめた。ここでは対中関係についての具体的な議論は行われなかったが、特に、前年11月に左社綱領が発表された時とは対照的に、東アジアにおけるロカルノ体制の構築という目標において両社が一致

66 「第四一五回放送討論会」（『新聞論調』30巻、1954年）、18、21頁。

67 『日本社会新聞』1954年9月4日。

し得ることが示された。日本を取り巻く安全保障体制について、左社は「日中両国間の不可侵条約の締結を軸とするアジアにおける平和地帯の設定、拡大を重点」と考えており、右社は「自由、共産両陣営内の夫れ夫れの地域集団保障は安全保障の一環として差し当たりとり外し得ない」と主張している。だが、

左社も二国間の不可侵条約の外に日本をめぐる両陣営の共同保障を容認して居り、右社においても、朝鮮の平和方式については両陣営及び関係国の共同の独立保障を主張しているのであるから、両社とも日本に関して新ロカルノ方式というか両陣営の共同集団安全保障には異存がないことが確認された⁶⁸。

つまり、右社はそれまで主張してきた「朝鮮ロカルノ」構想も踏まえて、さらに日本を焦点とする「新ロカルノ」構想も支持するとして、これにおいて両社会党が一致するに至ったのである。

1954年9月から10月、左右社会党と保守勢力を含めた超党派の代表団による訪中が実現し、曾祚は右社の代表としてここに参加した。この時、結局提出は実現しなかったが、曾祚は中国側に対して4項目の質問書を送るべく準備した。ここには「中国側から見た日中国交調整の具体的条件」とともに、左社と合意したばかりの「新ロカルノ」構想すなわち日米・中ソ条約を残した上で「その外に新ロカルノ式の両陣営が加わった集団平和条約を作る構想」や、「朝鮮の平和的統一とその独立に対する中ソ米日四国の共同保障」についての見解などが記されていた⁶⁹。日本や朝鮮を中心

68 伊藤好道・水谷長三郎・佐多忠隆・曾祚益「社会党両派政策四者会談の中間報告——八月十四日——」（法政大学大原社会問題研究所、鈴木茂三郎文庫（以後「大原鈴木」と略記）、請求番号3-029-01）。

69 『日本社会新聞』1954年10月30日。

とするロカルノ体制の構築という構想は、二国間の国交問題とともに、右社として直接中国の指導者と協議すべき段階になっていた。

なお先行研究は、右社が外交政策に関して左社に大きく接近した重要な契機として、この訪中団への参加を挙げている⁷⁰。だが以下に見るように、ここでの右社の対中外交論の変化は誇張されるべきではない。右社代表団は10月26日に帰国し、同日付で中央執行委員会へ報告書を提出した。そこに記された「日中国交打開に関する建議」は、「基本方針」として「中華人民共和国と日本との間に友好的な国交関係を樹立する」と記した上で、7つの「具体的条件」を挙げた。それらは主に、日印間の講和条約に準じた「戦争終結、国交回復の条約を締結する」。「台湾の中国帰属を承認する」、但し「台湾問題の解決は、平和的手段によること、並びに帰属後においても他国を戦略的に脅威しないような措置を講ずるものとする」。朝鮮の統一と独立についての「中ソ米日四カ国、並びにインド」による保障。日中の国連加盟に対する相互の支持。日中間に「不侵略、内政不干渉の協定」を締結するとともに、「日米、中ソ双方の地域的集団安全保障体制の解消を目途とし、先ず日中両国はそれぞれ米ソ両国を説得して、四ヶ国間の集団的安全保障条約の締結に努める」。对中国禁輸の撤廃⁷¹。

この「建議」はその後公表されており⁷²、左右社会党が訪中を機に対中外交論で接近した、という印象を広く与えるものではあったが、そもそもこの訪中の期間、両社会党の代表間で政策的議論が行われたわけでもなかった。帰国後の党内会議で曾祚が語っていたことによれば、中国訪問中

70 中北浩爾『一九五五年体制の成立』（東京大学出版会、2002年）、175、248頁。以下の研究も、ここでの右社の対中外交論の変化や、あるいは少なくともこの訪中報告書が大きな転換を図るものであったことを強調している。吉次前掲、81頁。ストックウイン前掲、105-07頁。

71 「日本社会党中国視察団報告書」1954年10月26日（早大DB、1-0371-27（2023年8月31日アクセス））。

72 『日本社会新聞』1954年11月6日。

に左右社会党の代表団同士で統一をめぐる話し合いがあったわけではなく、日中国交の問題も「じょう談」としては出たが、「両社ともせめて旅行中は愉快にとの気持があったと思うが、ふれなかった」⁷³。

また特に、ここでの「台湾の中国帰属を承認する」との文言は、台湾が共産中国の一部であることを認めるという意味ではなく、ここでの「中国」はあくまで国家としての中国を指すものであった。この数カ月後に曾祚が説明しているところでは、

台湾を独立国にして中国と別の国と認めていくというやり方にボクは反対だ、やはり台湾はいかなる意味においても、いまこそ政府はそれぞれ違っておるけれども、広い意味での中国の領土という方針がいんじゃないか⁷⁴

つまり、共産党政権と国民党政権という異なる政権が並立する「広い意味での中国」の一部として台湾を承認すべきだという方針であった。そして曾祚はここでさらに、台湾問題には「国際的な面」があるとして、「国際的な方法による解決」が避けられないと主張している。

中共との間に国交調整の条約をつくる場合、何といても台湾のことを放っておけない、だから台湾をどうするかについては踏み切りが非常に大きな問題だ〔。〕中国本土の政権として中国の実力者である中共と国交を調整する〔。〕台湾の問題については中国内部の問題として片づけてもらいたいと思う〔。〕しかし台湾の問題は中国の国内

73 「第13回民社勢力結集委員会」1954年10月28日（早稲田大学歴史館東伏見アーカイブズ、日本社会党関係資料（以後「東伏見」と略記）、綴、42、「民主社会主義勢力結集委員会綴」）。

74 杉原荒太・曾祚益・森島守人ほか「中ソの平和攻勢と日本 座談会」（『新聞月鑑』7巻73号、1955年）、10頁。引用部分の傍点は筆者による。

問題の面と同時に国際的な面とがある、従って台湾問題の解決には米国をも含めた国際的な方法による解決をとるほかはしようがない。

党としては台湾の国連信託統治みたいな一種の国際化を暫定的にやり、非武装化して、日本にも米国にも戦略的に脅威にならないかっこうにする、そして究極においては台湾の帰属は台湾の国民の自由意思によってきめるべきだとしている、細かい点はまだ両社の話会ママいは十分できてないが、基本方針はそういうことだ⁷⁵。

要するに、台湾問題についての右社の立場は、先述の1954年1月の運動方針のものと同様であった。台湾を広義の「中国」の一部として法的には認めつつも、少なくとも事実上は大陸と分離した現状を維持するという方針は、超党派訪中団への参加前後で変化していなかったし、この点をめぐって左社との接近がなされたわけでもなかったのである。

右社の対中外交論の背景として、統一を視野に入れた左社との政策的接近の必要や、また9月の日本国際貿易促進協会の結成に見られるような⁷⁶、広く日本国内における日中関係改善への関心の高まりは重要ではあったが、それ以上に決定的だったのは、右社自身の国際環境認識の変化であった。特に、中国はジュネーブ会談へ参加した後、10月には北京における中ソ会談を踏まえ、ソ連とともに「対日共同宣言」を発表した。同宣言は、「両国政府は、それぞれステップを踏んで日本との関係を正常化させたいと願っていることを表明する」とともに、「日本が中華人民共和国およびソ連邦と政治関係と経済関係の樹立に努力することは、中国、ソ連邦側の全面的な支持をかちうるであろう」と声明するものであった⁷⁷。

こうした状況で、前述の「建議」を含めた訪中報告書は、日本の対中外交

75 同上。

76 詳しくは、井上前掲、98-99頁。

77 前掲『日中関係基本資料集』、61頁。

交の背景が大きく変化していることを強調した。特に注目されたのは、中ソ関係の変化であった。報告書によれば、中国の外交上は中ソ同盟が基本であり、また中国はソ連とマルクス・レーニン主義という紐帯によって固く結ばれている。「中共のチトー化の如き白日の夢を追うことは禁物であり、中共のソ連一辺倒は事実として承知すべきである」。しかし「このことは中共がソ連の衛星国であるという意味では断じてない」。旅順のソ連海軍基地の回収などを果たした中ソ会談の結果として、「中国はソ連と対等の協力者である」。のみならず、ジュネーブ会議や中ソ対日共同宣言が示したように、「アジアに関してはむしろ中国が指導的地位に立つに至った」。「この認識は総ての政策決定に当って極めて重要な要素である。それは、チトー化とは全然違った、しかし中国の自主性、独自性に関する重要な手がかりである」。今回の訪中の結果、日中友好関係樹立の端緒をつかむことはできた。我々の主張するところは「今やアジア否、世界の大国となった新中国と隣邦日本との間に、速かに平和友好関係を樹立するための努力が必要である」ということである。それは吉田政権には不可能である。「アメリカ一辺倒に非ず、又同時に事大主義から流行を追うように何でもかんでも中国一辺倒ではない所の我が党」こそ、この任務を担わなければならない。「情勢は緊迫している。早きに及んで日中友好の外交を確立しないならば、時期を失し悔を千載に残す感がある」⁷⁸。

つまり曾祢らは、中ソ関係の結びつきが強固であるという従来からの見解を根本的に転換するわけではないにしても、その関係は「対等」、少なくともアジア問題においては中国の主導性さえ高まっていることに注目した。中国が大国として台頭しつつある中、日中は速やかに接近を果たす必要がある。その動きを主導する勢力として最も相応しいのは保守勢力でも左社でもなく、右社であると主張したのである。

曾祢は同様の見解を、12月の国会でも披露した。曾祢は「中ソの関係

78 前掲「日本社会党中国視察団報告書」。

は非常に密着した関係で、対等な協力者であるけれども、逐次アジア問題に関しては中国が主導的な地位を認められつつある」との認識を示した上で、「日本としては中国及びソ連という強大な、而も我々と思想を異にする国家との間にも、我々の条件に立つた国交と平和関係を樹立する積極的な努力」をなすべきこと、つまり早期に中ソを承認すべきことを主張した。また曾祚はここで、「日本が中ソの間を裂こうというような子供らしい夢想から計画を立てるのじやなく、現実的に中国の主人との間にやはり平和友好関係を立てる」べきであるとも述べた。中国の影響力が拡大しているといっても、吉田の主張していたような中ソ離間論は一顧の価値もないものであり、中ソ関係はあくまで安定したものであった。また曾祚は、冷戦における日本の中立化を目指した左社とは異なり、右社はあくまで反共の立場を堅持し、西側に与し続けることを主張した。「私は共産主義国に対する宥和政策を考えておるものではありません。又いわゆる民主陣営自由国家、広い意味に立つて、東南アジアのいずれの陣営にも属さざる国を含めての自由国家との提携に基本を置くべきだということについても、何らの異存を持つておるものではございません」⁷⁹。つまり、右社は対中承認を主張するようになったといっても、日米と中ソの両陣営が対峙し続けるという、国際認識の根本にまで変化があったわけではなかったのである。

1954年11月、両社会党は統一に向けた動きをさらに一步進め、「両社共同政権の新政策大綱」を発表した。冒頭の「外交」部分では、まず総論として「わが国の完全な独立を達成し、すべての国との友好関係を樹立するために、吉田内閣の米国一辺倒秘密外交を清算し、中国、ソ連との国交を調整し、東南及南アジア諸国との協力提携を確立する」と記された。中ソとの国交回復を外交における最重要事項と位置付けたように読めるが、一方で各論部分では、第三として「中ソとの間に戦争の終了と平和国交の回復を趣旨とする条約を締結する」と書かれたのみであった。台湾問題を

79 参議院予算委員会、1954年12月5日（前掲『国会会議録検索システム』）。

始め、詳細な方針が詰められることはなかった⁸⁰。これらの内容は、翌55年1月に左社と同時に開催した右社臨時全国大会で決定された「両社共同政策」にも反映された⁸¹。

1954年12月、吉田政権が退陣し、鳩山一郎政権が成立した。鳩山政権は中ソとの国交回復を掲げて、両社会党の立場に接近した。翌55年2月、鳩山政権は日ソ国交回復交渉の開始を閣議決定した。ソ連との交渉が始まる直前の5月26日、左右社会党の鈴木・河上両委員長は鳩山や重光葵外相らと会見し、対ソ交渉について共同の申入書を手交した。その主旨は、日ソ交渉では抑留者の帰国や領土問題などの諸懸案に努力しつつ、まず「国交の回復—平和条約の締結」に主眼を置くべきであるというものであった。鳩山はこれに「両社の申入れの主旨にそって交渉したい」と応じ、両党の「好意ある態度」について「感謝」を表明した⁸²。しかし7月11日、左右社会党は「鳩山内閣に対する基本的態度」を決定し、そこで日ソ交渉については「アメリカに気兼ねし、自主性を失わんとしている」として、「これを糾弾」した⁸³。8月3日の右社幹部の会合で、曾祢は「内閣は両社に責任を持たせるよう分担させるように出て来ている」と鳩山政権への不信を語るとともに、「左社は深入りの様子である」と不満を述べている。曾祢は「我々は常に野党的態度で交渉を監視すべきである」として、右社としてはむやみに政権に接近しないことを強調した⁸⁴。もっとも、このように鳩山政権への姿勢に若干の温度差はあっても、具体的に左右社会党が対ソ交渉をめぐる足並みを乱すことはなかった。

80 『情報通信』121号、1954年12月15日（東伏見、オレンジファイル101-1-7）、10頁。

81 『日本社会新聞』1955年1月15日。

82 同上、1955年6月4日。

83 「第49回中央執行委員会順序」1955年7月13日（早大DB、1-0251（2024年1月8日アクセス））。

84 「三役・局委員長会議」1955年8月3日（東伏見、オレンジファイル134）。

鳩山政権の発足後、「新ロカルノ」構想は、中ソとの国交回復という目標と結びついて、外交における右社の看板政策の一つにさえなった。2月の総選挙前に『日本社会新聞』に掲載された曾祢執筆の論説「右社の外交政策」は、「吉田外交の清算——“日米中ソ集団安全保障条約”を提唱する」との見出しを掲げた。「徒らにアメリカの鼻息を伺うのでなく、さりとて日本の独立と安全の条件を捨てて共産側に媚態を呈するのでもなく、今やサンフランシスコ条約を破壊せず、而もこれとは異った単独平和条約……をソ連、中共との間に結ぶことを基本方針として、積極的にイニシア〔ティブ〕をとるべきである」。「ソ連とは先ず戦争終結に関する両国共同宣言を発すべき」である。「中国問題については、先ず世界大戦の導火線である台湾をめぐる戦闘の停止、進んで台湾問題の国内及び国際の双方の面からの平和的解決を世界に提唱しなければならない」。そして、これに並行して「中共が中国本土の実権者たる地位を認め、これとの間に前述の様な国交調整の条約を結ぶべきである」。「その際もし日米安保中ソ同盟の双方の安全保障条約が問題となるならば、両条約の窮極的な解消を目的として、とりあえず新ロカルノ式の両陣営に跨った、日米中ソ四国の集団安全保障条約を提案すべきである。この提案はわが党独自の構想であるが、ドイツ問題については同様な意見が英ソ双方に行われている」⁸⁵。右社の「新ロカルノ」構想は、欧州における議論とも共通する、誇るべき「わが党独自の構想」であった。

鳩山政権はこの「新ロカルノ」構想に対しても、右社の主張に共鳴してみせた。曾祢は「新ロカルノ」構想を、国会で鳩山、重光の両者に直接提起した。これにさほど興味を示さなかった吉田とは異なり、鳩山は「私もあなたと同じように考えております」と全面的に同意した⁸⁶。重光は「曾祢委員の新ロカルノ構想につきましては、かつて伺いまして、その御趣旨

85 『日本社会新聞』1955年2月12日。

86 参議院外務委員会、1955年7月26日（前掲『国会会議録検索システム』）。

に、鳩山総理だけでなく、私もこれは御賛成を申し上げております」と応じたが、「その考え方を東洋に適用していくには相当時間もかかり、また手数を要する」とも述べている。曾祢は重光の態度に一定の理解を示しつつ、「より正しい日本付近の安全保障の新しい方向はどうだというような話のきっかけはもうやってゆくのは時期が来ておるのではないか」と述べ、この構想の現実性を強調した⁸⁷。ただ8月の重光訪米後、右社は書記長談話を発表し、「日米安保条約が、双務的防衛条約の方向をとることを約束した」ことを取り上げて、「新ロカルノ方式に移行すべき世界の大勢に逆行する」と非難した⁸⁸。「新ロカルノ」構想をめぐる、右社は鳩山政権と提携し得るものではなかったのである。

右社が1955年5月に発表した統一社会党綱領草案、いわゆる「右社綱領」では中国問題に直接関係する事柄は記されなかったが⁸⁹、統一に向けた両社会党の頻繁な会合のなかで、「新ロカルノ」構想や対中外交に関する議論は活発に行われた。「新ロカルノ」構想をめぐる両者の主張の相違は、ロカルノ体制構築のいわば「タイミング」にあった。7月23日に右社が党内文書でまとめたところによると、左社は、日本と米中ソとの不可侵条約の締結や日米安保の廃棄をロカルノ体制構築の前提とした。これに対し、右社はロカルノ体制実現の前にそうした条件を必要とせず、「個別的不可侵条約の段階を経ないで」ロカルノ方式を設定し、さらにそれにより「安保条約、行政協定の解消の道を開く」ものとした⁹⁰。

そうした相違は、両者が新ロカルノ体制の構築に込めた意味の違いと結

87 参議院外務委員会、1955年8月19日（同上）。

88 「日米会談に関する浅沼書記長談」1955年9月1日（早大DB、1-0352-04（2024年1月8日アクセス））。

89 日本社会党結党四十周年記念出版刊行委員会編『資料 日本社会党四十年史』（日本社会党中央本部、1986年）、290-97頁。

90 中執委通達第71号、1955年7月27日（早大DB、1-0384-15（2024年1月8日アクセス））。

びついていた。6月から7月にかけての両社会党の討議の中で、左社は「先ず当面の『侵略勢力』であるアメリカから自由になるために、……国際的には中共、ソ連の力を利用する」ことを訴えた。これに対して右社は「日本がバランス・オブ・パワーを利用すべきことを否定せず」、「一面アメリカも中ソに対しては利用し、同時に中ソとの自主的な友好関係の樹立により、中ソを利〔用〕してアメリカに対し平等的地位に立つことを主張」した上で、「とりあえず、日米安保、中ソ友好の二つの条約の俣で新ロカルノ条約を結ぶ外にはあり得ない」と強調した⁹¹。つまり、左社にとって新ロカルノ体制は、何よりアメリカからの独立と中立の達成のための手段であった。一方で右社にとっては、日米と中ソの間の勢力均衡による国際秩序を是認した上で、これを制度化するところに主眼があったのである。

さらに、対中外交に関する両者の残された重要な相違は、台湾問題にあった。6月末の時点で、右社は、米中双方が台湾をめぐる話し合いに応じる姿勢を見せつつあるとの認識を前提に「台湾を国連の信託統治とし最終的な帰属は台湾人民の自由意志にまかせる、これと平行して中共政権の本土における主権を認める」と主張した。これに対して左社は「暫定的国連管理は認めるが台湾は中共に帰属する」との立場であった。台湾の共産中国への帰属を明確に認めようとする左社と、そこまでは踏み込まない右社の違いであり、「その具体策では一致していない」状況であった⁹²。

9月26日の『日本社会新聞』は、統一まで1カ月を切っていたこの段階で、右社単独の「当面の活動方針」を掲載した。この文書には、右社としての最後の外交方針が詳細に記されている。内容は既述の事柄と概して変化はないが、特に台湾問題をめぐって、「中国に二つの政権の存在する現実に即し、且つ二つの政権の相互関係は中国の国内問題であると共に、他

91 綱領小委員会「綱領政策合同小委員会中間報告（三）」1955年7月14日（憲政、曾祢益文書、230）。

92 『日本社会新聞』1955年7月2日。

面国際緊張の焦点であることを考慮」することが記された。台湾問題は「国際的」な問題であるという従来からの右社の主張が、この最後の文書でも示されたのである⁹³。

10月13日から14日に開催された大会で、社会党の統一は実現した。「新ロカルノ」構想や対中外交をめぐる両派の見解の相違は、結局かなりの程度、玉虫色の文言によって解決が図られた。この大会で決定された「政策大綱」の外交方針で、「新ロカルノ」構想は次のように表現された。「日本を中心とする関係諸国なかんづく中ソとの間に、個別的不可侵の取極めに努めつつ日米中ソを主要参加国とする集団的不可侵及び安全保障条約を結ぶ」。そして「日米安全保障条約及び行政協定は、右の両陣営の加わった集団安全保障条約との見合において解消する。その際中ソ友好同盟条約も解消するものとする」。個別的不可侵の「取極めに努めつつ」、日米安保を「見合において解消する」、との文言は、それらがロカルノ体制構築の前提なのかそうでないのか、どちらとも読めるものであった。

さらにここでは、「自主独立の外交」として「両陣営に対して自主独立の立場にたった平等な友好関係を維持し、いずれの陣営にも属しないアジア諸国との提携を強化」することが謳われた。冷戦における中立を志向するようにも読めるものであったが、左派が用いる「中立」の文言ではなく、右派の「自主独立」を使用したことで、両派の妥協を反映したものであった⁹⁴。そして、これに続いて中国との関係については「人民政府との間に本格的な国交正常化をはかる」ととともに、「台湾をめぐる国際緊張の話し合いによる平和解決を促進する」ことが記された⁹⁵。「国際緊張」の語は、

93 同上、1955年9月26日。

94 ストックウィン前掲、110頁。

95 日本社会党「一九五六年度運動方針書」（早大DB、1-0275-6（2024年1月8日アクセス））。なお、この「政策大綱」の中ソとの関係に関する部分の記述は史料によって違いがあり、後に社会党が出版した『日本社会党政策資料集成』などでは、単に「ソ連、中共との国交調整を実現する。その具体

前述の9月の右社最後の外交方針に記されていたものでもあり、この点で台湾問題については、それを「国際的」な問題と主張していた右社の見解をより反映した合意がなされたのである。

おわりに

1951年10月の社会党分裂後、右社が対中外交に関してまず打ち出した立場は、朝鮮戦争の終結前には共産党・国民党のいずれの政権も承認しない、というものであった。その背景には、国連を中心とする国際秩序の追求や反共主義といった、右社外交の基本的原則があった。53年6月に朝鮮休戦の合意がなされると、曾祢はいわゆる「朝鮮ロカルノ」構想を打ち出すとともに、以後右社は朝鮮中立化などを前提とした「有条件」の対中承認を主張するようになった。同年秋から左社との統一に向けた動きが本格化し、翌54年1月に決定された右社外交方針では、台湾の「中立化」などの新たな施策も示された。同年7月のインドシナ休戦を経ると、右社は日本を中心とする「新ロカルノ」方式の安全保障体制の構築で左社と一致するとともに、早期の対中承認を求めるようになった。右社は同時に、台湾問題は「国際的」問題であることを強調した。55年10月の左右統一に際しては、両派の見解の相違は概して玉虫色の表現によって決着が図られた

的条件は別に定める」と記されたものが掲載されている。ただ、この翌年に党内で使用された「日中日ソ国交回復資料」では、本稿本文と同一のものが統一時に決定され、これに基づいてその後の検討が行われたとされており、このことから、当時本文の通りで正式な合意があったと考えられる。日本社会党政策資料集成刊行委員会・日本社会党政策審議会編『日本社会党政策資料集成』（日本社会党中央本部機関紙局、1990年）、74頁。日本社会党国際局「日中日ソ国交回復資料」1956年7月25日（大原鈴木、請求番号1-607）。

が、特に重要であった台湾問題については、右社の立場により近い文言が用いられた。

こうした右社の対中外交論の変化の背景として、統一を視野に入れた左社との政策的接近の必要や、党内における西尾派・河上派の力関係の反映といった、国内政治的要因は一定の意味を持っていた。しかし本稿で明らかにした通り、より重要であったのは、右社自身の国際環境認識の転換であった。曾祢を始めとする右社の指導者は、冷戦の「雪解け」の進展や中国の国際的影響力の増大といった国際政治の変動を敏感に捉えた上で、彼ら自身が推進したロカルノ方式による国際秩序構想を示しつつ、その中に日中の国交を位置付けたのである。右社が最終的にロカルノ方式や対中承認を主張していたのは、左社への妥協のためという以上に、右社の主体的判断によるものであった。そして統一社会党の対中外交論は、右派の立場も明確に反映したものであった。

このように右社の対中外交論が独自性と主体性を持っていたことは、左社との関係においてのみならず、右社が高い権威を認めていた西欧社民政党に対してもそうであった。本論で述べたように、特に初期の右社の対中承認をめぐる主張は、単純に「西欧型」のそれとはいえなかった。また、曾祢は1954年9月に英国労働党について論じた中で、同党の対中外交は「ソ連と中共とを分離して考える実利主義から、中共の承認や中共に対しては特に宥和政策的な^{ママ}とって良い程の態度である」と指摘した上で、「中国についてはより良く知るといっては言ひ過ぎかも知れないが、より身近に感ずる我々」の意見を率直に英国人に伝えるべきであると主張している⁹⁶。右社にとって海外友党の中でも最高の模範的存在であったはずの英国労働党でさえ、その中国理解は不十分であり、その背景には「実利主義」による中ソの峻別がある。これを言い換えれば、右社はイデオロギーの規定性を重く見て中ソを一体視しており、そうした中国観は英国労働党のそ

96 「労働党代表団の印象記」（憲政、曾祢益文書、236-3）。

れよりも優れているのだと、曾祢は捉えていたのである。

また曾祢は、社会党統一の直前に行われたと思われる各政党代表による対談で、長時間に渡り「新口カルノ」構想の意義について熱弁を振るうとともに、これは「比較的实现しやすいという利点がある」ことを説いた。これに対し、曾祢と同じ外務省出身でもあった民主党の須磨弥吉郎は「はなはだ失礼ないい方であるが、それはまだ一つの観念ではないか」と切り捨てた。曾祢は「わたくしの考えが現実的でないという御批判に対しては、われわれは理想主義者であることを誇りとして」いると反発するとともに、但し「自分は唯物弁証法の立場におらないことをおことわり」しておくとして強調した⁹⁷。右社の外交論は、現実的であることに留意しつつ、理念的外交を積極的に追求するものだった。そうした理念の中核を彼らは「民主社会主義」と呼んでいたが、それはマルクス主義と明確に一線を画すとともに、西欧社民政党の立場とも必ずしも共通しない、彼ら固有のイデオロギーであった。

97 須磨弥吉郎ほか「どの道をとるか——政党人は語る——」（『世界』119号、1955年）、65-69頁。